

**令和3年度
一般財団法人六ヶ所村文化振興公社職員採用試験案内**

1. 試験区分、試験職種、採用予定人員及び職務の内容

試験区分	試験職種	採用予定人員	職務の内容
高等学校卒業程度	一般	2名程度	・指定管理者制度による公の施設の管理運営業務 ・公社が行う業務全般

2. 受験資格

学歴	年齢
学校教育法による高等学校(以下「高等学校」という。)を卒業した者又は令和4年3月31日までに高等学校を卒業する見込みの者で活字印刷文による出題に対応できる者	平成3年4月2日以降に生まれた者

ただし、次のいずれかに該当する方は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 六ヶ所村の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3. 試験日、場所及び合格発表

試験	試験日	試験会場	合格発表時期	合格発表の方法
第1次試験	令和3年12月6日(月)	六ヶ所村文化交流プラザ (スワニー)	12月下旬を予定	書面により通知
第2次試験	令和3年12月20日(月)			

4. 試験の種目及び内容

試験	方法	内容
第1次試験	基礎能力検査 (教養試験)	基礎的な知識、能力及びその応用力、学力を「言語」、「数理」、「論理」、「常識」、「英語」の5尺度から総合的に検査を行います。 (五肢択一・マークシート方式 120問/60分)
	パーソナリティ検査	職業生活への適合性について、職務への対応や対人関係に関する性格傾向の面から検査を行います。 (全問回答 60分)
試験	方法	内容
第2次試験	作文	文章による表現力、課題に対する理解力、その他の能力について記述試験を行います。
	面接	主として人物について、面接により試験を行います。

5. 勤務条件等

勤務条件等	内容
初任給の例	高等学校卒業程度 146,100円(高等学校新卒者の場合) ※前歴に応じて加算される場合があるほか給与改定により変更となる場合があります。
諸手当	給料のほかに、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当がそれぞれ規定に基づき支給されます。
休日	原則として交代制による土曜日・日曜日のいずれか1日と月曜日(月曜日が祝日の場合は火曜日)、祝日(交代での勤務あり)、年末年始
休暇等	年次有給休暇、特別休暇(夏季休暇、忌引休暇)、病気休暇、及び各種休業等
福利厚生	全国健康保険協会管掌健康保険、厚生年金保険、雇用保険など
職員の子育て支援	産前産後休暇(特別休暇)、配偶者の出産休暇(特別休暇)、育児休業及び育児短時間勤務等の各種制度が利用できます。

6. 提出書類

- (1) 受験申込書(用紙は一般財団法人六ヶ所村文化振興公社で直接受け取るか、公社の公式ウェブサイト(<http://www.swany-rokkasho.jp/>)からダウンロードできます。また、郵送での請求を希望する場合は、送付先の住所、氏名を明記した封筒に、120円切手を貼付した封筒(長形2号)を同封し、下記のお問合せ先に請求してください。なお、請求する封筒には「職員採用試験受験申込書請求」と朱書きしてください。)
- (2) 顔写真(縦4cm横3cm)2枚 ※受験申込書に貼り付けしたものを除く。
- (3) 卒業証明書又は卒業見込み証明書 ※受験申込の3ヶ月以内に発行されたもの
- (4) 成績証明書 ※受験申込の3ヶ月以内に発行されたもの
- (5) 資格書又は免許証の写し(取得見込みの場合は、取得見込証明書)
※提出書類は理由の如何にかかわらず返却はいたしません。使用後は当方の責任において処理させていただきます。
- (6) 受験申込書の受付期間 **令和3年11月2日(火)から令和3年11月30日(火)まで**
 - ① 直接お持ちいただく場合は、上記期間内の月曜日を除く午前8時15分から午後5時まで。
 - ② 郵送での提出は、封筒の表に「職員採用試験受験申込書」と朱書きし、配達記録郵便で送ってください。締切日当日(11月30日)の消印まで有効とします。

7. 合格から採用まで

- (1) 採用者は、成績順に決定されます。
- (2) 採用の時期は、令和4年4月1日を予定しています。

8. お問合せ先及び申込書提出先

一般財団法人六ヶ所村文化振興公社 総務グループ
〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附1番地8
六ヶ所村文化交流プラザ(スワニー)内
TEL 0175(72)3400 FAX 0175(72)3404
※お問合せ時間は、月曜日を除く午前8時15分から午後5時まで